



「ねんきん」って何？

# 学ぼう！国民年金

年金の受給資格期間が10年となります

平成29年8月から、年金を受給するために必要な資格期間（保険料納付済・免除期間、合算対象期間、厚生年金等の加入期間など）が25年から10年に短縮されます。

なお、受給するための年齢要件、遺族厚生年金、遺族基礎年金の受給に必要な資格期間は25年のままで変更はありません。

■「短縮」と書かれた黄色い封筒が届いた方へ

日本年金機構において、資格期間が10年以上あることが確認できた方には、ご自宅宛てに老齢年金の請求書を平成29年2月下旬から7月上旬にかけて日本年金機構から発送しています。

すでにお手元に届いている方で、まだ請求の手続きをしていない方は、北見年金事務所へご相談ください。

また、請求書が届かない方でも、任意加入の申し出により期間を加えたり、合算対象期間を含めて年金を受給できたりする場合がありますので、こちらも北見年金事務所にご相談ください。

なお、遺族年金や障害者年金を受給している方が今回の制度改正によって手続きを行っても、年金

の併給調整により、受け取る年金の額が変わらない場合があります。

■ご相談は

北見年金事務所お客様相談室  
☎0157・33・6007  
音声案内1↓2

## 国民年金第1号被保険者への独自給付について

国民年金第1号被保険者には、3つの独自給付があります。

■寡婦年金

夫が亡くなったとき、次の条件を満たす60歳以上65歳未満の妻に支給されます。

・受給条件

①内縁を含む婚姻期間が10年以上続いている。  
②夫によって生計を維持されていた。

③夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受給したことがない。

④死亡した月の前月までに、第1号被保険者としての保険料納付期間と免除期間を合算した期間が25年以上ある。

・年金額 夫が受けられるはずだった老齢年金の4分の3

■死亡一時金

第1号被保険者として、保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに亡くなった場合、生

計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）に支給されます。

ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられる場合は支給されません。

■付加年金

月額400円の付加年金保険料を納付すると、将来受け取る老齢基礎年金に付加年金が加算されます。

付加年金は「200円×納付月数」で計算されます。

なお、国民年金基金へ加入している方は付加年金保険料を納付することはできません。

気になることは...

## 年金事務相談をご利用ください

北見年金事務所では、2か月に1回年金事務相談を開催し、年金相談や手続を行っています。

予約制で行いますので、利用される方は相談日の1か月前から1週間前までにご予約ください。日時や場所は、次のとおりです。皆さんどうぞご利用ください。

なお、相談の際は、予約後に送付される予約票等をご持参ください。

■日時 9月19日(火)午前10時～午後3時30分

※次回の相談日は11月21日(火)です。

■場所 げんき21

■予約・問い合わせ

北見年金事務所お客様相談室

☎0157-33-6007

☎0157-33-6008

※音声ガイダンスに従って「お客様相談室」につないでください。



## 第1号被保険者とは？

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の方で、農業・漁業従事者や商工業などの自営業者、自由業者とその家族及び学生です。第2号被保険者（会社員や公務員など）や、第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）以外の方です。

